

「避難行動要支援者制度」について



鳥取市役所 地域福祉課

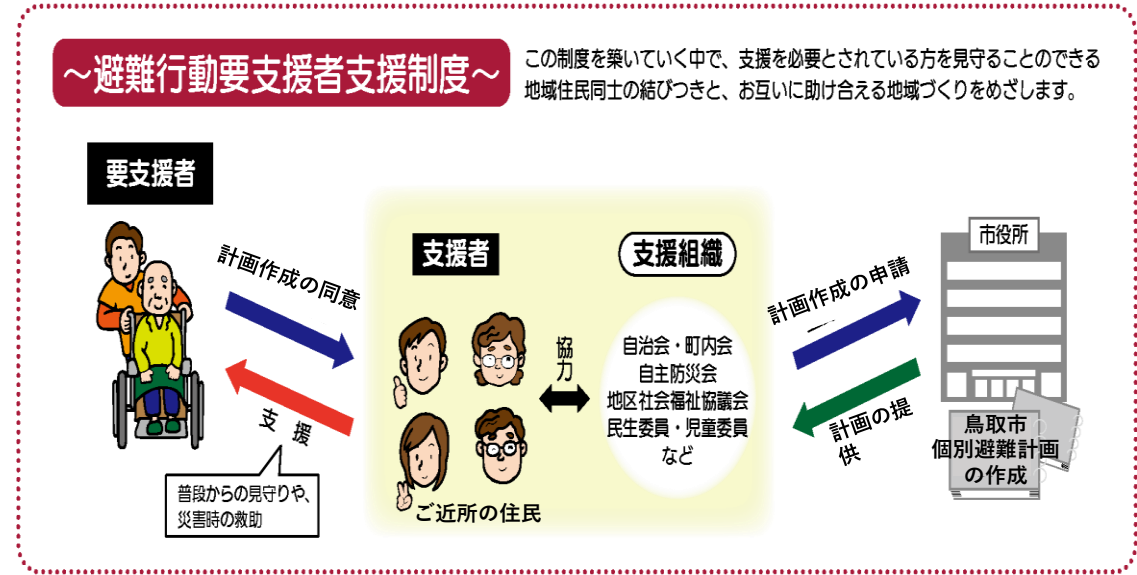
避難行動要支援者制度について（福祉専門職用）

◆避難行動要支援者制度（目的）

地震や洪水などの災害時において、障がいのある人、ひとり暮らしの高齢者などの「要支援者」が地域の「共助」により支援を受けられる体制の整備を図ること。

◆避難行動要支援者個別避難計画

災害時における避難場所や支援者、緊急連絡先等の個別事項をまとめたもの。自治会、民生委員などの協力のもと本人からの申請により市が作成し、日ごろの見守りや災害時の支援活動に活用している。



◎災害対策基本法の一部改正（R3.5）

近年多発している豪雨災害により、個別避難計画作成を市町村の努力義務とした。国のガイドラインでは、「市が主体となり作成する方法」と「本人・地域により作成する方法」を同時に進めて行くことが示されており、また、市が主体となり作成する方法には、福祉専門職の参画が望ましいことも提言されている。なお、その際には、対価を支払うことが想定されており、先進的な他の自治体では、すでに福祉専門職による個別避難計画の作成が始まっている。

◎国の計画作成にかかる優先度に対する考え方

個別避難計画は、優先度の高い避難行動要支援者から作成することが適当で、考慮すべきポイントは下記のとおりと示されている。

- ①地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）
- ②避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ③独居等の居住実態、社会的孤立の状況

避難行動要支援者制度について（福祉専門職用）

今後は個別避難計画の作成を①市が主体となり作成する方法（福祉専門職の参画による計画作成）と、②本人・地域により作成する方法の同時進行で計画作成を進めて行く。

優先度を踏まえた個別避難計画作成の流れ

①市が主体となり作成する方法：**緊急度高**

（福祉専門職の参画による計画の作成）

(1)市が地域におけるハザード情報（土砂災害危険区域等）及び心身の状況（介護・障がい等）を基に**優先的に個別避難計画を作成すべき対象者のリストを作成**

(2)リスト内対象者のケアプランを作成している居宅介護支援事業所と**個別避難計画作成委託契約を締結**

(3)優先的に計画を作成すべき方のリストを基に、**日々の生活状況、居住実態、家族との関係等を考慮し、事業所で個別避難計画を作成する順番を決定**

(4)**居宅介護支援事業所による個別避難計画の作成**

(5)作成数を市に報告（月毎）

(6)作成数に応じた対価を支払う（**1件につき〇〇円**）

②本人・地域により作成する方法：**緊急度低**

（本人・地域からの申請による計画の作成）

(1)避難行動要支援者名簿情報の作成…**市役所**

(2)名簿情報を支援組織に提供…**市役所** ⇒ **支援組織**

(3)名簿情報を基に制度の周知・登録勧奨…**支援組織**

(4)申請書の提出…**申請者（支援組織）** ⇒ **市役所**

(5)計画作成…**市役所**

(6)支援組織等へ個別避難計画計画の提供…**市役所** ⇒ **支援組織**

(7)日ごろの見守りや災害時の支援活動に活用…**支援組織**